

## 議案第 1 号

倉吉都市計画区域内の特殊建築物  
 (産業廃棄物処理施設) の敷地の位置の承認  
 倉吉市 国府

令和 4 年 1 月



## 議案の概要

2

倉吉市国府(こう)地内で稼働中の産業廃棄物処理施設(最終処分場)について、隣接敷地を拡張し、その敷地に木くずの破砕施設(廃木材破砕処理施設)の新築を行うため、建築基準法に基づき、**産業廃棄物処理施設の敷地の位置**をご審議いただくもの。

【産業廃棄物処理施設の建築に必要な法手続き】

## 産業廃棄物処理施設の建築等許可

建築等許可の前提条件

## 位置の妥当性

建築基準法第51条ただし書きに基づき

## 都市計画審議会の議を経ること

➤ **施設をまちのどこに配置すべきかという観点から御審議いただきたい。**

## 建築基準法第51条

都市計画区域内においては、卸売市場、(中略)その他政令で定める処理施設(=本施設)の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。 ※県内で産廃施設の都市計画決定事例なし  
 ただし、特定行政庁が**都道府県都市計画審議会の議を経て**その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

## 安全性の確認

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項及び第15条第1項に基づく

## 産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設

○施設の処理能力、設置に関する計画、維持管理に関する計画や施設の構造及び設備について、現地調査も行った上で審査される。

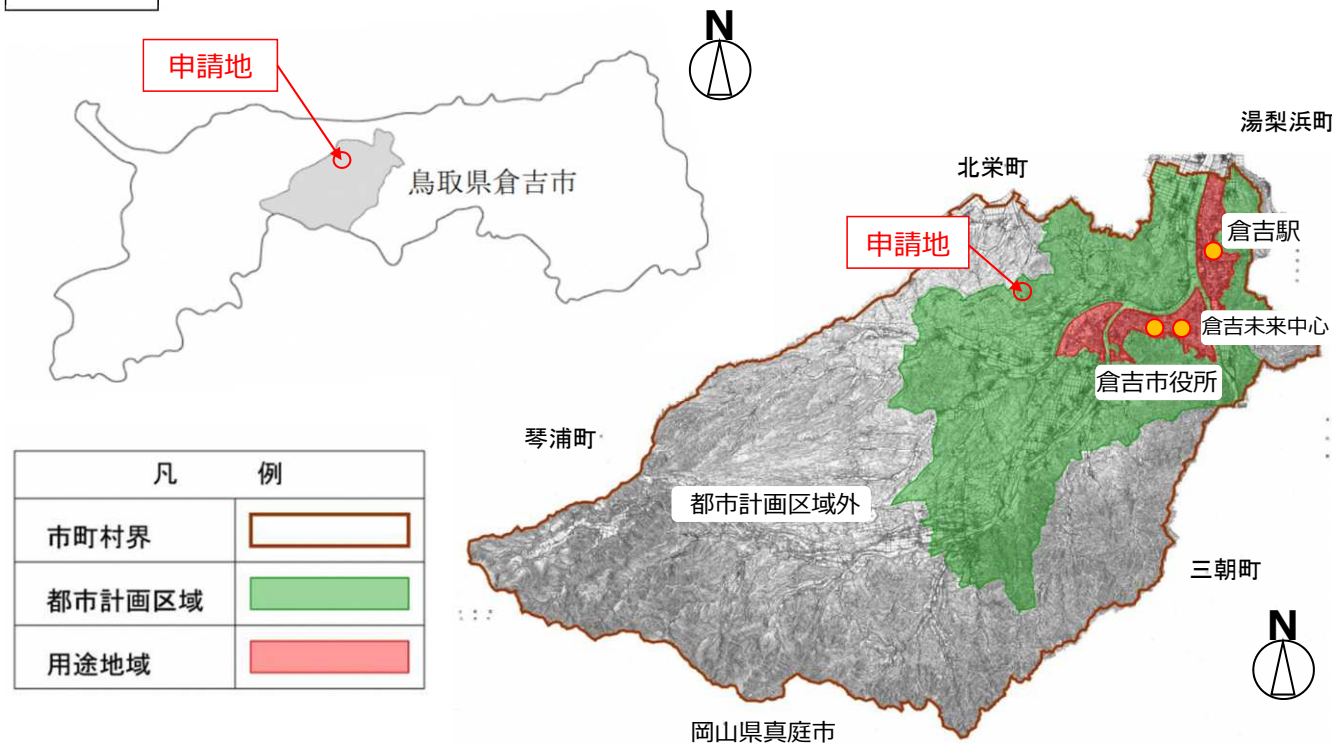
※この度の木くずの破砕施設の設置について、令和2年11月10日付第202000200419号で産業廃棄物処理施設許可証が交付されている。



施設の概要（その1）

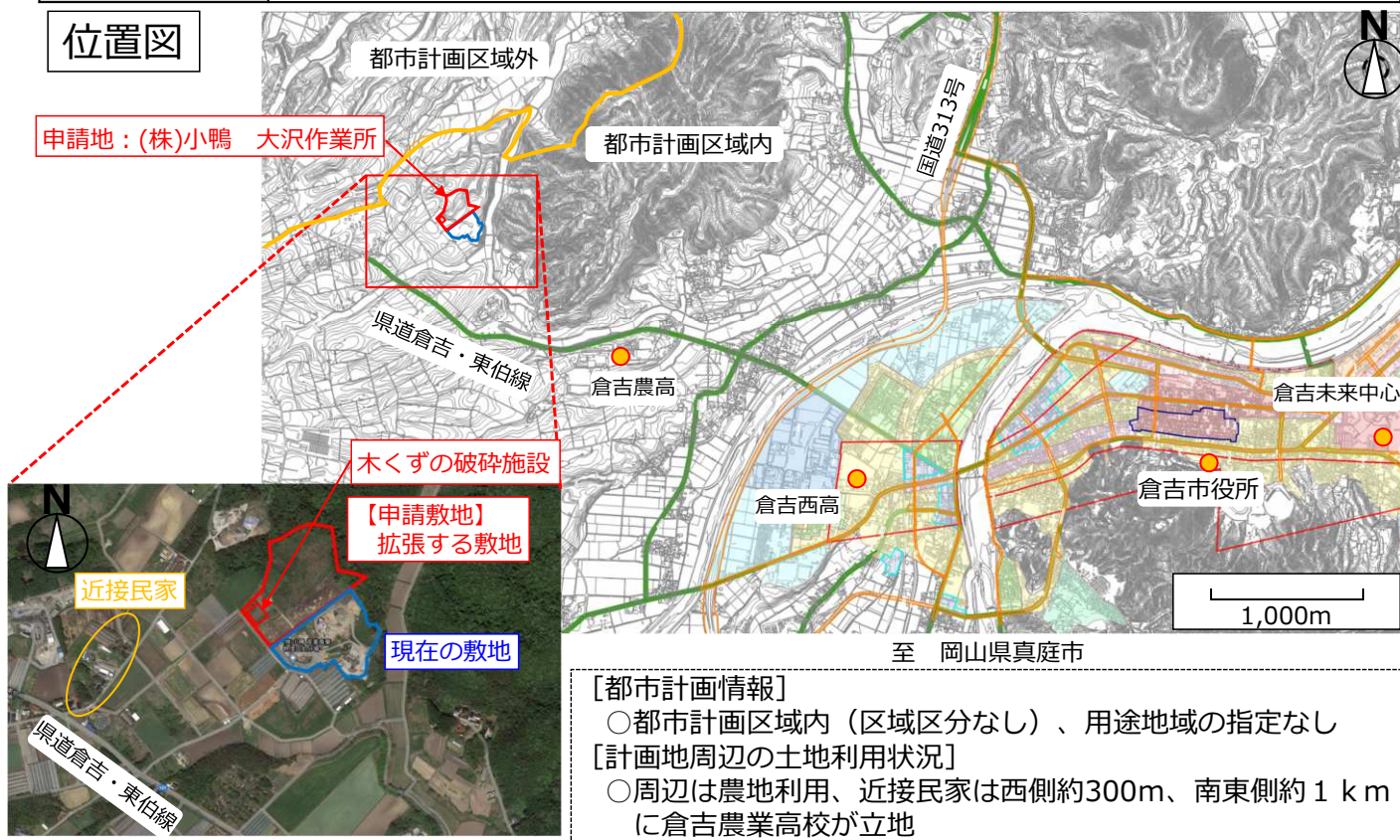
申請者	株式会社小鴨 代表取締役 菅埜 元晴
申請地	倉吉市国府1283番、1296番外18筆

位置図



申請者	株式会社小鴨 代表取締役 菅埜 元晴
申請地	倉吉市国府1283番、1296番外18筆

位置図



施設の概要（その3）

<(株)小鴨 大沢作業所 処理施設の内容>

	現在の敷地	【申請敷地】拡張する敷地
敷地面積	29,846㎡	43,247.64㎡
最大処理能力	①中間処理（建屋無し） がれき類の破碎施設 ・ガラスくず 495.2t/日 ・がれき類、コンクリートくず、 陶磁器くず 371.2 t/日 ②産業廃棄物の最終処分場（安定型） 埋立面積：22,222㎡ 埋立容量：179,610㎡	①中間処理（建屋有り）← 鉄骨造平屋建て、 延べ面積1,328.99㎡ 木くずの破碎施設 88.0t/日 ②産業廃棄物の最終処分場（安定型） 埋立面積：21,334㎡ 埋立容量：174,632㎡
処理品目	処理する産業廃棄物の種類… 4品目 (1)廃プラスチック類 (2)金属くず (3)ガラスくず等 (4)がれき類	処理する産業廃棄物の種類… 4品目 同左

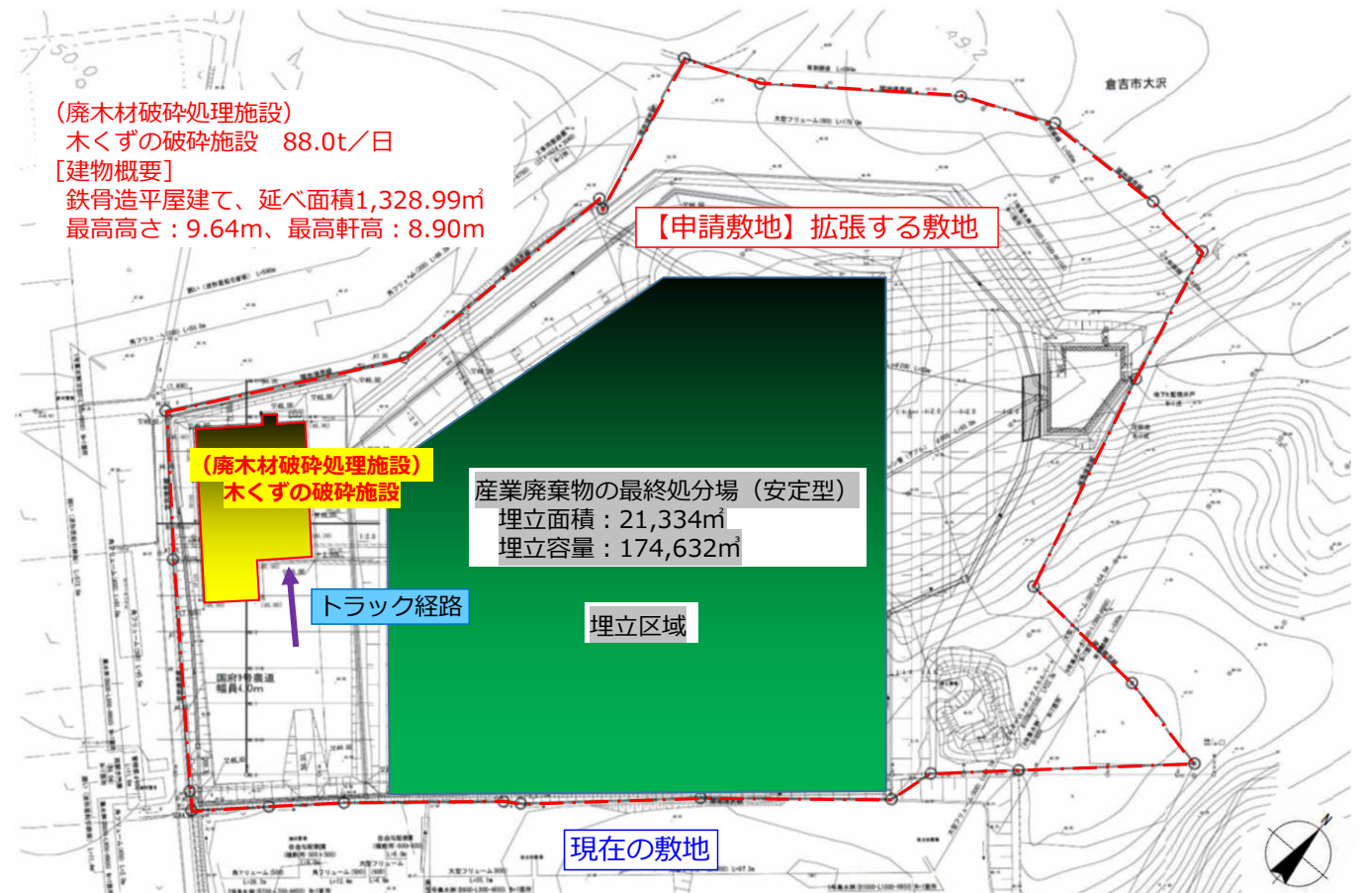
既存の処理場は建屋が無いいため、建築基準法による規制の対象外だったが、今回の拡張で新たに建築物を設置するため、建築基準法に基づく許可が必要となる

<産業廃棄物>

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた20種類のもの  
 (例：廃油、廃プラスチック、紙くず、金属くず等)

<一般廃棄物>

産業廃棄物以外の廃棄物 (例：し尿、家庭ごみ、産廃以外の事業所ごみ)



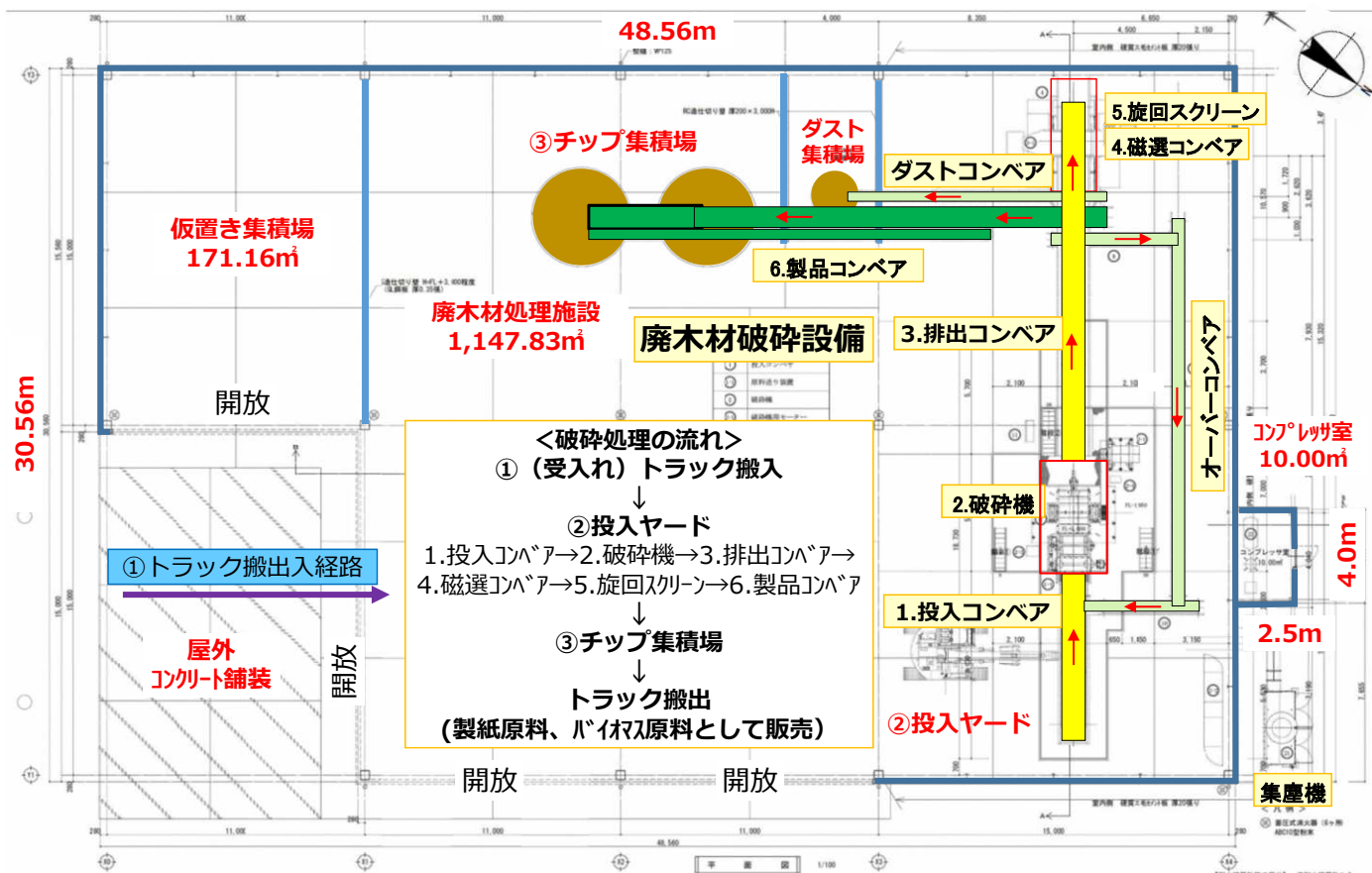


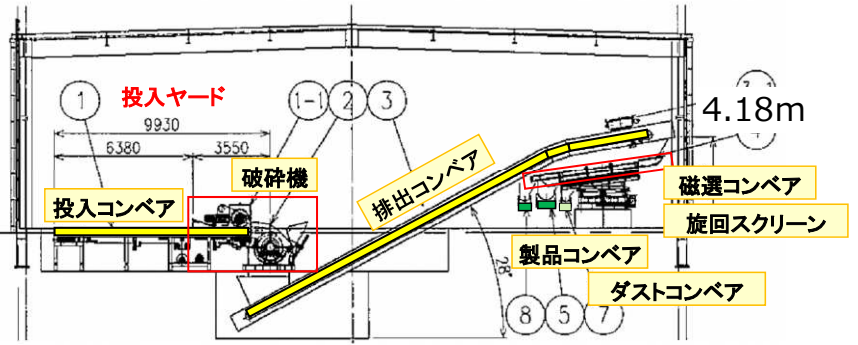
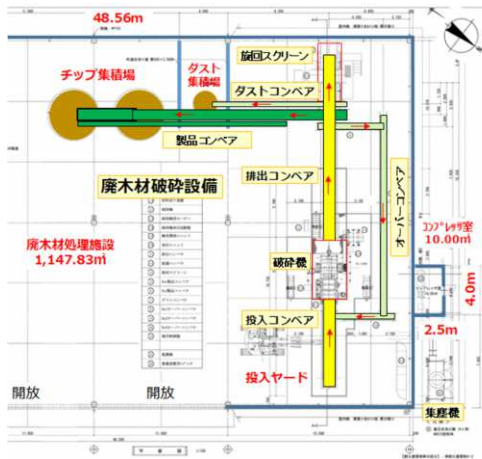
②~④: 市道野田大沢1号線  
幅員5.0m

⑤~⑦: 農道国府9号  
幅員6.6m

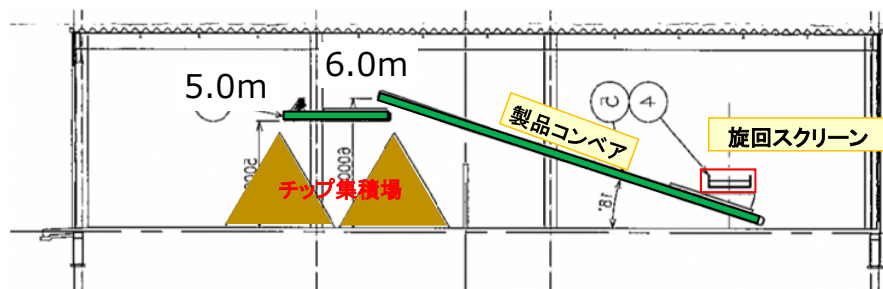
※R3年度拡張整備施行済  
農耕車優先、待機所確保







【機器概略図 1】



【機器概略図 2】

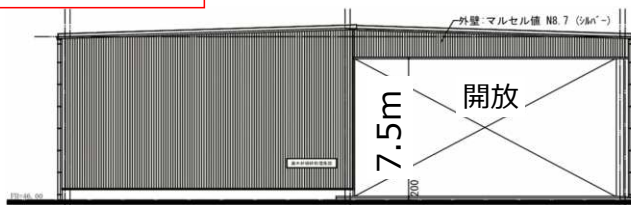
【外部仕上げ】

屋根: カラー G L 鋼板 勾配3/100  
 厚0.8 折板葺 H=166  
 裏貼断熱材 厚4.0  
 外壁: 角波形状カラー G L 鋼板  
 厚0.35 縦張り

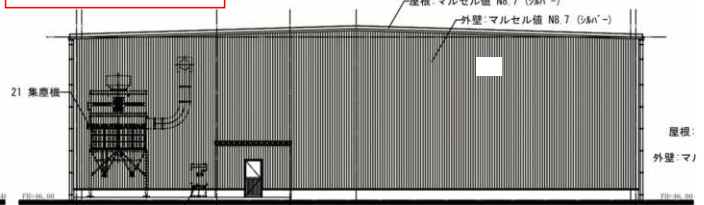
【内部仕上げ】

床: コンクリート直仕上げ (金コテ)  
 内壁: 硬質木毛セメント板 厚20片面張 (FL+3,000)  
 外壁裏顕し  
 天井: 屋根裏顕し

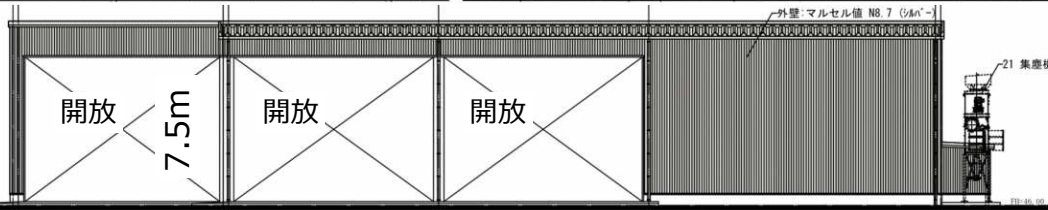
【南側立面図】



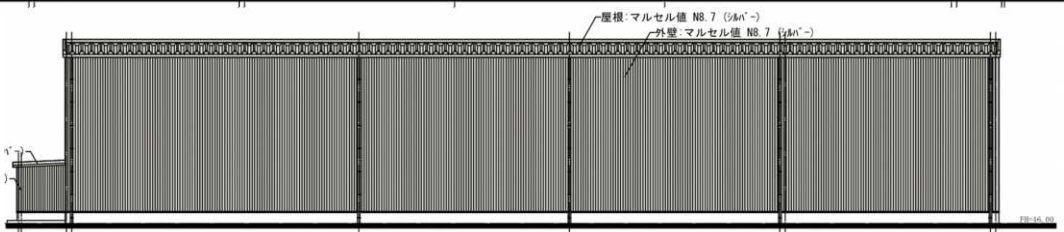
【北側立面図】



【東側立面図】



【西側立面図】



【申請理由】 現在許可を受けて稼働中の既存の産業廃棄物処理施設（最終処分場）の埋立容量が将来的に満杯になることに備えて、その隣接地に最終処分場を拡張し、併せて、これまで焼却処理を行っていた木くずを今後はリサイクル可能なものは再利用可能な木チップとして破碎処理を行うため、産業廃棄物処理施設（廃木材破碎処理施設）の建屋の新築を計画することについて建築基準法第51条ただし書の規定による建築許可を受けるため申請するもの。

	産業廃棄物処理施設の設置許可年月日	備考
既存敷地	① 産業廃棄物の最終処分場（安定型） （当初）平成9年7月10日 （直近の更新許可）令和3年5月21日	審議対象外
	② 中間処理施設（がれき類の破碎施設）・建屋無し （当初）平成13年10月22日 （直近の更新許可）令和3年5月21日	審議対象外
拡張敷地	③ <b>中間処理施設（木くずの破碎施設）・建屋有り</b> <b>（当初）令和2年11月10日</b>	<b>鳥取県都市計画審議会 ←今回の審議事項</b>
	④ 産業廃棄物の最終処分場（安定型） （当初）令和2年11月21日	審議対象外

建築基準法

木くずの破碎施設の計画は、**建屋を新築し一日当たりの処理能力が五トンを超えるものに該当する**ため、建築基準法第51条に規定するその他政令で定める処理施設の用途に供する建築物として、同条ただし書きの規定による都市計画審議会の議を経ることが必要となる。  
（特定行政庁（倉吉市）は、鳥取県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認められた場合に許可）

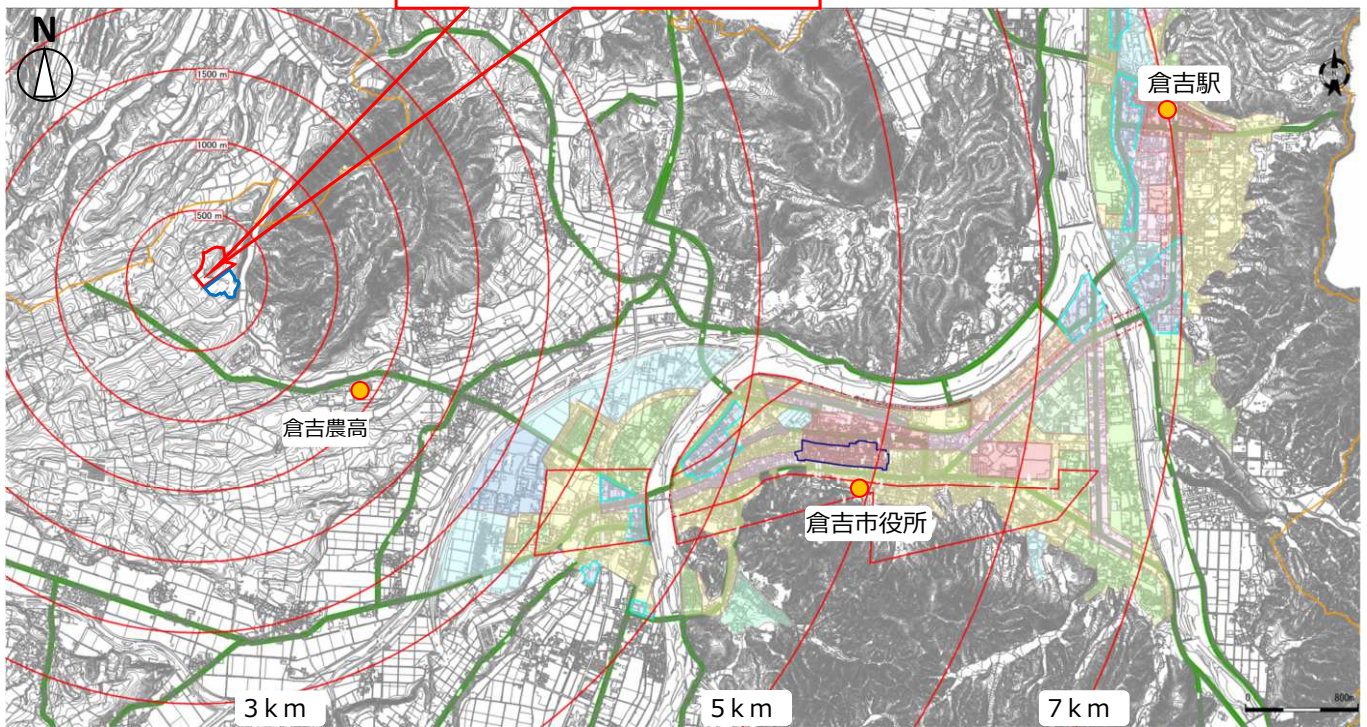
**木くずの破碎施設の処理能力 【計画】 88.0 t /日（11t/時間×8時間/日）**

位置の妥当性

項目	内容
立地面 ・ 土地利用面	○計画地は倉吉都市計画区域内（非線引き）の <b>中心市街地から離れた用途地域の指定のない区域に位置している。</b> ○周辺は市街化の傾向はなく農地に利用されている。なお、 <b>近接民家は西側約300m、南東側約1kmに倉吉農業高校が立地している。</b> ○また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する <b>土砂災害特別警戒区域の指定はない。</b>
施設計画	○鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続きの適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例により <b>地元住民等の合意形成が図られて</b> いる。 ○関係機関との調整が整っており、関係法令に整合するように計画している。 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の規定による産業廃棄物処理施設として、技術上の基準に適合し、 <b>周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮がなされ、維持管理を的確に継続して行う基準に適合する施設として設置許可を受けている。</b> ○県道から施設までのトラックの搬入経路の交通量は少ない。令和3年度に <b>農道拡張整備を行い待機所を確保して農耕車両等の通行を優先するなど交通対策が行われている。</b>
環境影響評価	○生活環境影響調査が実施され、大気環境（大気質、騒音、振動及び悪臭）及び水環境（水質及び地下水）の環境基準値を下回っていることが報告されており、 <b>周囲への生活環境に与える影響は少なく、支障がないとの結果が得られている。</b> ○なお、 <b>施設設置後の測定調査は県の調査に加え外部機関での調査を年2回行う計画としている。</b> （廃棄物処理法にかかる審査項目のため、今回は説明を割愛）



【都市計画における土地利用区分】  
 ・都市計画区域（区域区分非設定）  
 ・用途地域の指定のない区域



用途地域と用途地域の指定のない区域における主な建築制限一覧

用途地域の指定のない区域は、住居、商業、工業などの建築制限はないが、大規模な集客施設の立地を制限している地域

建築物の用途	用途地域											指定なし	
	第一種低層住居	第二種低層住居	第一種中高層住居	第二種中高層住居	第一種住居	第二種住居	準住居	田園住居	近隣商業	商業	準工業		工業
倉吉都市計画区域内の用途地域の指定状況（参考）用途地域面積 [単位: ha]	19	0	199	24	263	14	0	0	84	66	107	135	31
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿													
ホテル・旅館					▲								
公共施設 病院、学校等													
工場、倉庫等													
	危険性や環境悪化のおそれが多い工場												
	危険性が大きいか又は著しく環境悪化のおそれがある工場												
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量												
工場、倉庫等					▲	▲							
	量が非常に少ない施設												
	量が少ない施設												
	量が多い施設												
客室の床面積が10,000㎡を超える劇場・映画館・演芸場・観覧場・ナイトクラブ等、床面積が10,000㎡を超える店舗・飲食店・展示場・遊技場・勝馬投票券発売所等													
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ゴミ焼却場 等													

敷地の位置の都市計画決定 又は  
都市計画審議会の議を経ることが必要

表中表示 □ 建築可能 ■ 建築できない

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例  
(平成18年1月1日施行)

廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化と紛争の予防、調整等を図るため、**廃棄物処理施設等を設置しようとする者に事業計画の事前公開及び関係住民に対する説明会の開催等を義務付けるとともに**、廃棄物処理施設等の設置者と関係住民との間の紛争に係る意見の調整を行う制度、廃棄物処理施設等における処理状況の公表制度等を定めた条例

＜対象施設＞（条例第2条第12,13号、施行規則第4,5条）

- ①廃棄物処理法による設置許可（知事許可）が必要な産業廃棄物処理施設
- ②廃棄物処理法による設置許可（知事許可）が必要な一般廃棄物処理施設（ほか）

＜説明会を開催する必要がある関係住民＞（条例第2条第12,13号、施行規則第4,5条）

産業廃棄物の最終処分場を設置する計画があるため**敷地境界から500メートル以内の区域の居住者・事業所・自治会等、区域内で農業・林業又は漁業を営むもの**



- 居住者、農業者、林業者の関係住民、関係事業者、自治会、水利業者を対象に4地区で説明会を実施し、理解を得られた。
- 説明会后に周辺区域内居住者より条例の規定による意見書が1件提出され、見解書により説明を行い意見者の理解を得ている。

詳細は次項以降



関係住民の理解が得られていると認められる

＜説明会を開催する必要がある関係住民＞（条例第2条第12,13号、施行規則第4,5条）

産業廃棄物の最終処分場を設置する計画があるため**敷地境界から500メートル以内の区域の居住者・事業所・自治会等、区域内で農業・林業又は漁業を営むもの**

＜説明会の周知方法＞

R1.12.11に居住者・農業者・林業者の関係住民（145名）、関係事業者（6）、自治会（4地区）、水利業者（2地区の土地改良区）へ案内文を郵送

＜関係住民説明会等による住民の理解に関する見解＞

- R1.12.23～R2.1.14に4地区で説明会を実施し、質疑応答による説明を行い理解が得られている。
- 説明会后に周辺区域内居住者より条例の規定による意見書は1件提出されたが、見解書により説明を行い意見者の理解を得られ、R2.2.13～R2.2.20まで見解書の広告が行われた。
- その他に意見書の提出や問合せはなく理解が得られていると判断

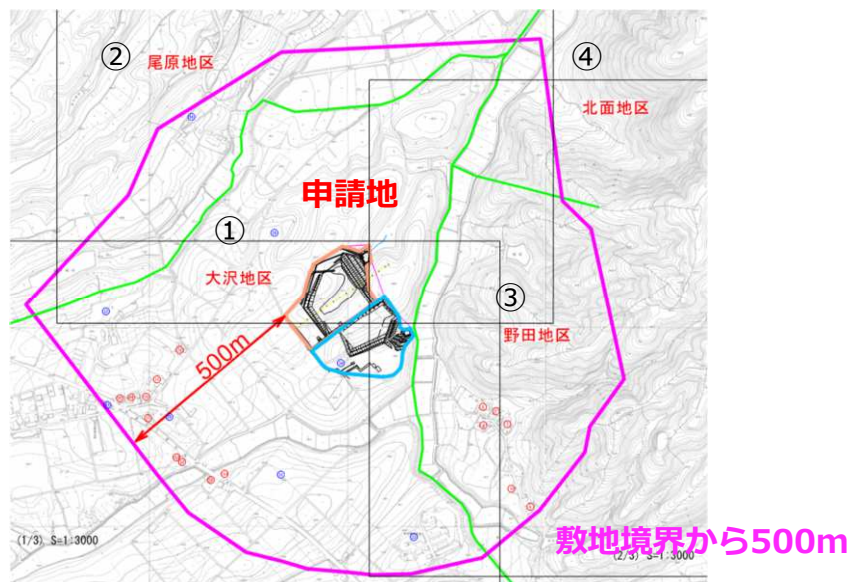
＜実施状況報告書の作成・提出、合意成立通知＞

- 関係住民への説明状況について、R2.2.27に県へ実施状況報告書を提出し、合意形成に関する審査の結果は「関係住民の理解がえられたと認めるとき」に該当すると判断し、R2.3.25に合意形成の通知（県→（株）小鴨）が行われている。

【関係住民説明会の開催状況】

○4地区で実施した説明会の主な質疑応答は次ページのとおり。

開催日	関係住民説明会_実施対象地区	参加者	内容
R1.12.23	①（国府）大沢地区_居住世帯8,事業所6	25名	事業計画概要、生活環境影響調査、生活環境保全措置について説明
R1.12.26	②尾原地区_居住世帯0,事業所1	14名	
R2.1.11	③（大谷）野田地区_居住世帯6,事業所0	20名	
R2.1.14	④北面地区_居住世帯0件,事業所0件	13名	



◇関係住民説明会での主な質疑応答（質疑の内容は主に最終処分場に関すること）

質 疑	回 答
<p><b>（R1.12.23大沢地区_関係住民説明会）</b> ○新規処分場が稼働後にトラブルが発生した場合の対処はどうすればよいか。 その他質疑応答6件</p>	<p>○施設管理について廃棄物処理法で定められており、県を通じて指導ができるため、問題等が発生した場合は県へ連絡していただきたい。</p>
<p><b>（R1.12.26尾原地区_関係住民説明会）</b> ○昨今の災害ハルの雨量が心配だが大丈夫か。 その他質疑応答2件</p>	<p>○山林部分を伐採しているため、伐採による流出量の差はあるが、流域が狭く、最終処分場に設ける土堰堤（えんてい）は満水でも設計上崩壊しない安全な構造になっている。</p>
<p><b>（R2.1.11野田地区_関係住民説明会）</b> ○アスベストは被覆してあるというがそれで本当に大丈夫なのか。 ○調査の数値に異常があった場合どのように対応するのか、また、住民へどのように周知するのか決めておいてほしい。 その他質疑応答13件</p>	<p>○現在稼働中の処分場でも扱っており、アスベスト調査で基準値以上の値は出ていません。 ○異常があった場合には速やかに県に報告する義務があるため、その場合、県から連絡があります。</p>
<p><b>（R2.1.14北面地区_関係住民説明会）</b> ○最終処分場からの流水で最も影響があるのは営農組合ということを確認しておいていただきたい。 その他質疑応答1件</p>	<p>○これまでも四王寺土地改良区と水路について協議を行い、覚書を作成している。今後も水質に異常がでた場合は即座に報告を行います。</p>

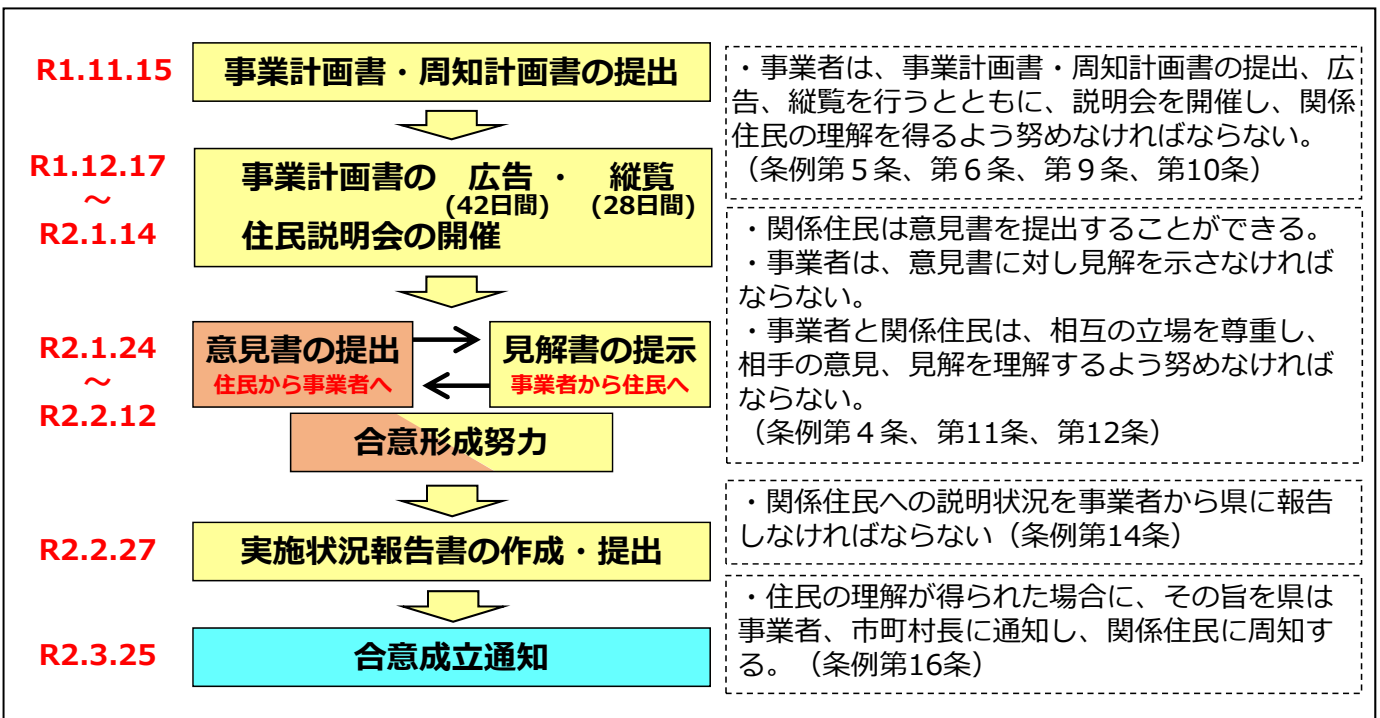
◇意見書および見解書の概要

番号	意見書	見解書
1	○環境調査について、すべて外部機関によって実施・分析を行い、数値を公表すること。	○調査は外部委託で実施し、調査結果はホームページで公表する。
2	○環境調査において安全基準を上回る数値が確認された場合、速やかに対策を実施すること。対策実行までは施設の停止または縮減を行い、応急措置を講じること。	○基準不適合となった場合、その原因の調査及び生活環境の保全上必要な措置を講ずる。この場合、新たな廃棄物の搬入及び埋立を中止し、速やかに管轄行政に連絡のうえ対策を協議し、改善対策を講ずる。
3	○事故や災害などで施設に影響が生じた場合、行政の確認・市道に基づきその安全性が確認されるまで運転を停止または縮小すると共に、汚染防止等の措置を速やかに講じること。	○台風等により異常事態が発生又はその恐れがある場合は新たな廃棄物の搬入・埋立を中止し、生活環境保全に必要な措置を講ずると共に、速やかに行政へ連絡し指示を受ける。
4	○上記2, 3の状況において、速やかに区内民に対し説明を行うこと。また、この影響により区内民自らが対策を講じる必要がある場合、その費用はすべて事業者が負担すること。	○速やかに状況説明を行うと共に、原因が処分場であることが明らかで、被害が生じた場合に実施される対策に要する費用は事業者で負担する。
5	○事業の進捗等について定期的に区内民に情報提供、意見聴取を行うこと。区内民の意見に対しては、迅速な状況の確認・検証を行い、その不安解消に努め、必要な対策や補償に応じること。	○文書配布や説明会、回覧等により情報提供を行い、地区の定期総会等で意見聴取し、誠実に対応すると共に、意見と見解についてはホームページで公開する。意見を通して安全基準の不適合等が確認されれば迅速に状況確認・検証を行い不安解消に努め、必要な対策や補償に応じる。

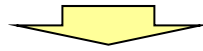
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可手続きの状況（その1）

＜合意形成手続き＞ 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例

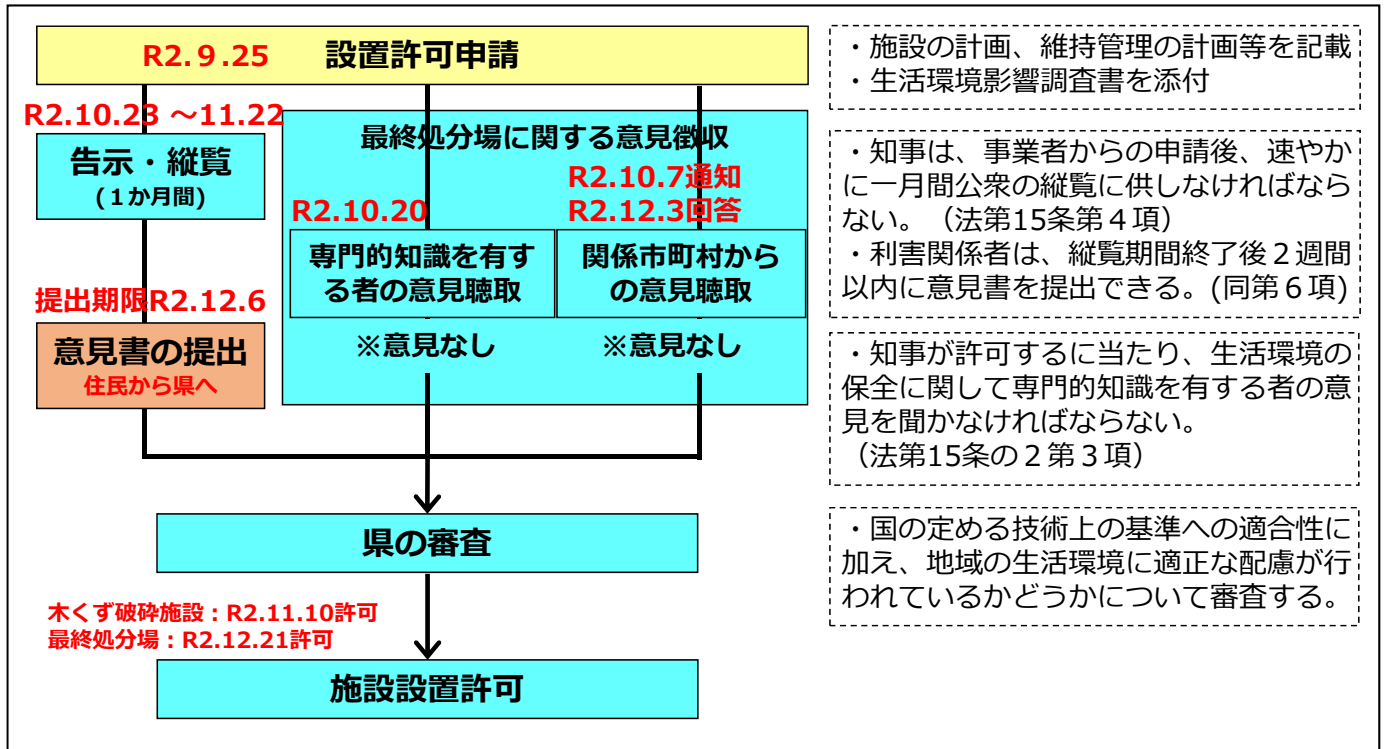
- ・施設の計画
- ・生活環境影響調査結果について、周辺区域の環境住民・事業者の説明し、合意形成を図る。



県条例による合意形成手続きの完了



＜施設設置許可手続き＞ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）



これまでの流れと今後のスケジュール（予定）

本議題の建築物の敷地の位置について、都市計画上の支障がないと認められるか、ご審議ください。（認められる場合→賛成、認められない場合→反対）  
 本審議会において承認された場合、下記のスケジュールで事業が進められる予定です。

日付	主な内容
R1.11.15	鳥取県廃棄物処理施設設置手続条例に基づく事業計画書の提出
R2.3.25	廃棄物処理施設の設置に関する事業者と関係住民等との合意形成
R2.9.25	産業廃棄物処理施設設置許可申請書の提出 （木くず破碎施設、最終処分場（安定型））
R2.11.10	産業廃棄物処理施設設置許可（木くず破碎施設）
R2.12.21	産業廃棄物処理施設設置許可（最終処分場（安定型））
R3.12.23	建築許可申請に伴う事前協議会開催 ※反対意見は特になし （倉吉市、中部消防局、県の関係法令担当部局）
R4.1.5	建築基準法第51条許可申請書の提出
R4.1月	<b>鳥取県都市計画審議会（今回）</b>
R4.2月	当審議会の承認後、本件を許可（予定）⇒建築確認申請手続き
R4.8月	操業開始（予定）